

概 説

1. 登録外国人総数

昭和59年12月末現在において、外国人登録を行っている外国人の総数は84万 0,885人で、我が国の総人口1億 2,036万人（昭和60年1月1日現在総務庁統計局の人口推計月報による。）の0.7%に当たっている。

これを前回調査の昭和49年の総数74万 9,094人と比較すると、9万 1,791人（12.3%）増加したこととなる。

2. 地域別国籍別登録外国人

(1) 登録外国人を地域別（第1表）に見ると、アジア州が78万 2,316人で全体の93%を占め、次いで北アメリカ州が3万 0,790人（3.7%）、ヨーロッパ州が1万 8,722人（2.2%）の順となっており、昭和49年に比べ無国籍を除けばいずれも増加している。

第1表 地域別登録外国人

地 域	昭和59年		昭和49年		対昭和49年の 増 減 数 (△は減少) (人)	対昭和49年の 増 減 率 (△は減少) (%)
	(人)	構 成 比 (%)	(人)	構 成 比 (%)		
総 数	840,885	100.0	749,094	100.0	91,791	12.3
ア ジ ア 州	782,316	93.0	697,559	93.1	84,757	12.2
北アメリカ州	30,790	3.7	27,294	3.6	3,496	12.8
ヨーロッパ州	18,722	2.2	14,958	2.0	3,764	25.2
南アメリカ州	3,540	0.4	2,332	0.3	1,208	51.8
オセアニア州	2,286	0.3	1,448	0.2	838	57.9
アフリカ州	1,063	0.1	494	0.1	569	115.2
その他（無国籍）	2,168	0.3	5,009	0.7	△ 2,841	△ 66.7

(2) 国籍別では第2表のとおり韓国・朝鮮が68万 7,135人で全体の81.7%を占め、次いで中国が6万 7,895人（8.1%）、アメリカが2万 7,882人（3.3%）、フィリピン9,618人（1.1%）の順となっており、韓国・朝鮮、中国だけで約90%を占めている。

昭和49年と比較してみると、実数では主だった国はすべて増加しているが、構成比では中国、フィリピン、イギリスなどが増加した反面、韓国・朝鮮は低下している。

第2表 国籍別登録外国人

国 籍	昭和59年	構成比	昭和49年	構成比	対昭和49年の 増 減 数 (人)	対昭和49年の 増 減 率 (%)
	(人)	(%)	(人)	(%)		
総 数	840,885	100.0	749,094	100.0	91,791	12.3
韓国・朝鮮	687,135	81.7	638,806	85.3	48,329	7.6
中 国	67,895	8.1	46,944	6.3	20,951	44.6
ア メ リ カ	27,882	3.3	25,033	3.3	2,849	11.4
フ ィ リ ピ ン	9,618	1.1	3,129	0.4	6,489	207.4
イ ギ リ ス	6,354	0.8	4,015	0.5	2,339	58.3
そ の 他	42,001	5.0	31,167	4.2	10,834	34.8

(注) 中国には中国本土のみならずいわゆる台湾人及び英国籍を有しない香港人を含み、イギリスには英国籍を有する香港人を含む。

3. 在留資格別登録外国人

(1) 定着居住者

戦前から我が国に在留している韓国・朝鮮人や中国人とその子孫等いわゆる定着居住者（在留資格4-1-14を付与されている者、協定永住許可を受けている者、法126-2-6該当者及び在留資格4-1-16-2を付与されている者（注）在留資格についてはXIページの在留資格一覧表参照）は、第3表のとおり67万0,141人と最も多く、登録外国人全体の79.7%を占めている。これを昭和49年に比較すると、3万0,591人（4.8%）増加している。

定着居住者の中で永住の在留資格（4-1-14）を付与されている者が26万1,948人おり、昭和49年の1万1,151人に比べ23.5倍と激増しているが、これは、昭和56年に入出国管理及び難民認定法が改正され、翌57年1月から元日本国民である朝鮮半島・台湾出身者及びその子孫で、在留上の法的地位が未確定のままとなっていた者を対象に特例永住許可制度が実施されたことと日本人及び永住許可を受けている者などの配偶者・子に対する永住許可に緩和処置がとられたことによるもので、このうち特例永住は昭和57年～59年の3年間で24万0,184人が許可されている。

その結果、法的地位が確定していなかった朝鮮半島出身者などが昭和49年には28万6,033人であったが、同59年には5万8,126人に激減した。

(2) 商用在留者

外国企業の在日駐在員などいわゆる長期商用外国人（在留資格4-1-5を付与さ

れている者)は5,943人おり、昭和49年に比べ1.7倍に増加している。

国籍別ではアメリカが1,912人と最も多く、次いでイギリス、韓国、西ドイツの順となっている。

なお、商用在留者としては、このほかに短期滞在の在留資格4-1-4を付与されている者が458人、在留資格4-1-16-3(法務大臣が特に在留を認める者)を付与されている者が1,377人いる。

(3) 留 学 生

我が国の学術研究機関又は教育機関つまり大学院、大学、短期大学等で教育を受けようとする留学生(在留資格4-1-6を付与されている者)は1万4,172人在留しており、昭和49年の5,712人に比べ2.5倍と著しい増加を示している。

地域別に見ると、アジアからの留学生が1万1,798人と全体の83.2%を占めており、国籍別では中国が6,870人と約半数を占め、次いで韓国が多く、アジア近隣諸国からの留学生の増加が目立っている。

なお、このほかに、在留資格4-1-16-3(法務大臣が特に在留を認める者)を付与されている者の中には日本語学校などの各種学校等に在学している者が3,522人いる。

(4) 芸能活動者

歌手、ダンサー、モデル等として芸能活動を行っている者(在留資格4-1-9を付与されている者)は7,346人おり、昭和49年の2,035人に比べ3.6倍に増加している。

国籍別に見ると、フィリピンが3,835人で最も多く、次いで韓国2,588人、中国の順となっている。

(5) そ の 他

我が国の大学等で教職に就いている者(在留資格4-1-7を付与されている者)は1,007人で、10年前に比べ2.4倍、外国料理のクックなどの熟練労働者(同4-1-13を付与されている者)は2.1倍の1,366人、一般の企業等に就職している者(同4-1-16-3を付与されている者)は3,004人、各種学校等で外国語教師として働いている者(同4-1-16-3を付与されている者)は1,799人となっている。

また、我が国で音楽、芸術、文学、科学等の学術上の調査及び研究若しくは講演等の学術文化活動を行っている者(同4-1-8を付与されている者)は10年前の2.2倍の1,207人、報道関係者(同4-1-11を付与されている者)も1.5倍の238人と増加している。

反面、宣教師などの宗教活動者（同4-1-10を付与されている者）は5,171人と横ばいであり、高度の技術を提供する外国人（同4-1-12を付与されている者）は32人から13人と減少している。

なお、出入国管理及び難民認定法の改正により、昭和57年から新たに「日本人の配偶者及び子」と「産業上の技術又は技能を習得しようとする者」（いわゆる技術研修員）という在留資格が設けられたが、前者（同4-1-16-1を付与されている者）は3万3,882人、後者（同4-1-6-2を付与されている者）は4,270人が、それぞれ在留している。

第3表 在留目的別登録外国人

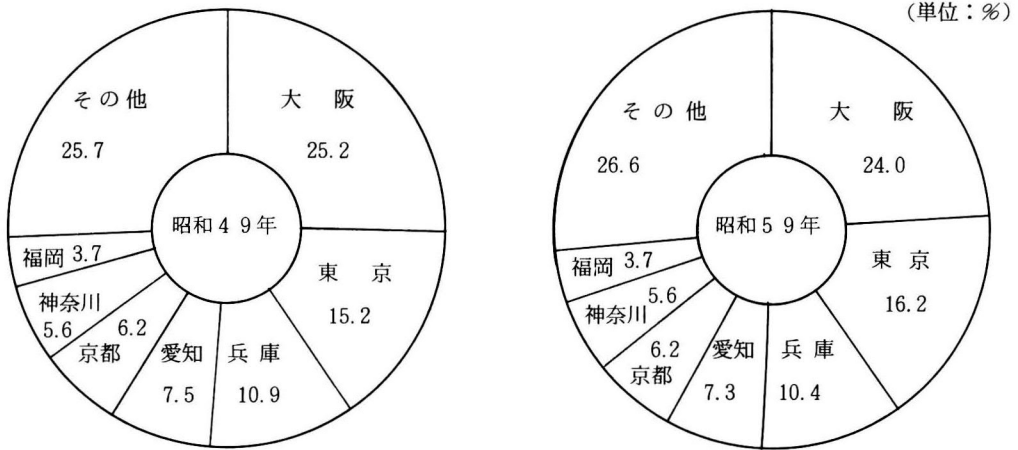
在留目的（在留資格）		昭和59年 (人)	構成比 (%)	昭和49年 (人)	構成比 (%)	対昭和49年の 増減率 (△は減少) (%)
総 数		840,885	100.0	749,094	100.0	12.3
定着居住者	小 計	670,141	79.7	639,550	85.4	4.8
	協定永住	350,067	41.6	342,366	45.7	2.2
	4-1-14 (永住)	261,948	31.2	11,151	1.5	2249.1
	法126-2-6	41,803	5.0	160,522	21.4	△74.0
	4-1-16-2	16,323	1.9	125,511	16.8	△87.0
商 用	4-1-5	5,943	0.7	3,494	0.4	70.1
留 学 生	4-1-6	14,172	1.7	5,712	0.8	148.1
教 授	4-1-7	1,007	0.1	413	0.1	143.8
学 術 文 化	4-1-8	1,207	0.1	549	0.1	119.9
興 行	4-1-9	7,346	0.9	2,035	0.3	261.0
宗 教	4-1-10	5,171	0.6	5,317	0.7	△2.7
報 道	4-1-11	238	0.0	160	0.0	48.8
技 術 提 供	4-1-12	13	0.0	32	0.0	△59.4
熟 練 勞 働	4-1-13	1,366	0.2	660	0.1	107.0
被 扶 養 者	4-1-15	16,914	2.0	11,395	1.5	48.4
研 修	4-1-6-2	4,270	0.5			
日 本 人 の 配 偶 者 等	4-1-16-1	33,882	4.0			
短 期 滞 在 者	(観 光)	4,217	0.5	7,724	1.0	△45.4
	4-1-4 (商 用)	458	0.1			
	(そ の 他)	1,446	0.2	35	0.0	
特 定 の 在 留 資 格 者	(就 職)	3,004	0.4	68,658	9.2	4.3
	(外 国 語 教 師)	1,799	0.2			
	4-1-16-3 (就 学)	3,522	0.4			
	(商 用)	1,377	0.2			
	(そ の 他)	61,921	7.4			
一 時 庇 護		920	0.1			
そ の 他		551	0.1	3,360	0.4	

4 都道府県別登録外国人

都道府県別の登録外国人数は第1図及び第4表のとおり10年前に比べてほとんど変化はなく、最も多いのは大阪、次いで東京、兵庫、愛知、京都、神奈川、福岡の順となっており、これら7都府県だけで全体の73.4%を占めている。

これを国籍別に見ると、いずれの都道府県においても韓国・朝鮮が最も多い。韓国・朝鮮の登録外国人が多い順位は総数の場合と同じで、しかもその4分の1以上が大阪府に居住している。中国は東京都が31.6%と最も多く、次いで兵庫、大阪、神奈川と続き、順位は韓国・朝鮮とは異なっているものの、やはり上記7都府県が7位までを占めている。アメリカは東京都が最も多くて43.5%を占め、次いで神奈川、兵庫の順となっているが、東京と神奈川で全体の過半数を超えている。

第1図 都道府県別登録外国人



第4表 都道府県別国籍別登録外国人

昭和49年

	総数		韓国朝鮮		中国		アメリカ		その他	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	749,094	100.0	638,806	100.0	46,944	100.0	25,033	100.0	38,311	100.0
大阪	188,284	25.2	178,720	28.0	6,161	13.1	643	2.6	2,760	7.2
東京	113,629	15.2	74,404	11.6	13,806	29.4	10,051	40.1	15,368	40.1
兵庫	81,896	10.9	67,044	10.5	8,585	18.3	1,353	5.4	4,914	12.8
愛知	56,355	7.5	53,657	8.4	1,018	2.2	559	2.2	1,121	2.9
京都	46,628	6.2	43,881	6.9	1,008	2.1	927	3.7	812	2.1
神奈川	42,166	5.6	29,569	4.6	5,382	11.5	3,304	13.2	3,911	10.2
福岡	27,974	3.7	25,786	4.0	896	1.9	616	2.5	676	1.8
その他	192,162	25.7	165,745	26.0	10,088	21.5	7,580	30.3	8,749	22.9

昭和59年

	総数 (人)	構成比 (%)	韓国 朝鮮 (人)	構成比 (%)	中国 (人)	構成比 (%)	アメリカ (人)	構成比 (%)	その他 (人)	構成比 (%)
総数	840,885	100.0	687,135	100.0	67,895	100.0	27,882	100.0	57,973	100.0
大阪	202,018	24.0	190,053	27.7	7,869	11.6	1,057	3.8	3,039	5.2
東京	136,198	16.2	81,037	11.8	21,436	31.6	12,123	43.5	21,602	37.2
兵庫	87,854	10.4	72,078	10.5	9,153	13.5	1,359	4.9	5,264	9.1
愛知	61,598	7.3	57,535	8.4	1,627	2.4	756	2.7	1,680	2.9
京都	51,964	6.2	48,305	7.0	1,458	2.1	895	3.2	1,306	2.3
神奈川	46,834	5.6	31,192	4.5	6,737	9.9	2,900	10.4	6,005	10.4
福岡	31,011	3.7	27,885	4.1	1,617	2.4	600	2.1	909	1.6
その他	223,408	26.6	179,050	26.0	17,998	26.5	8,192	29.4	18,168	31.3

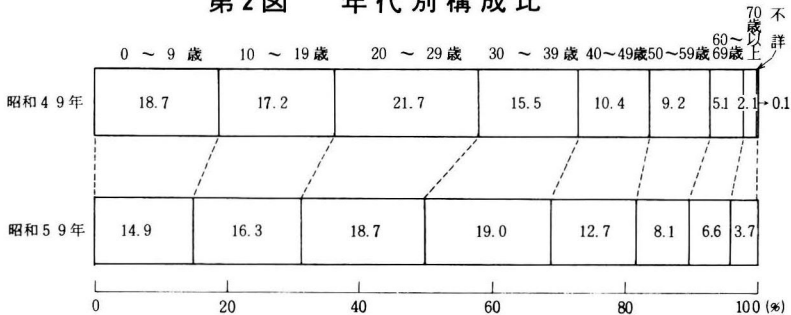
5 性別年齢別登録外国人

登録外国人総数の性別割合をみると、男性が42万6,949人で50.8%、女性が41万3,41万3,936人で49.2%であり、昭和49年の男性53.3%、女性46.7%と比較すると、49.2%、女性50.8%とこれが逆転した形となっている。

10歳ごとの年代構成比を昭和49年と比較してみると、0～9歳、10～19歳、20～29歳はいずれも減少したが、30～39歳、40～49歳、60～69歳、70歳以上はいずれも増加している。

日本人の配偶者や子などを含めると、登録外国人の84%位は我が国に定住する人達であり、外国人の間でも日本人同様高齢化が進んでいるものと考えられる。

第2図 年代別構成比



6 職業別登録外国人

有職者・無職者の割合をみると、第3図のとおり有職者は全体の26.2%となっている。ちなみに、我が国における有職者は総人口の49%（昭和55年10月1日現在国勢調査による。）となっており、外国人の率の低さが際立っている。

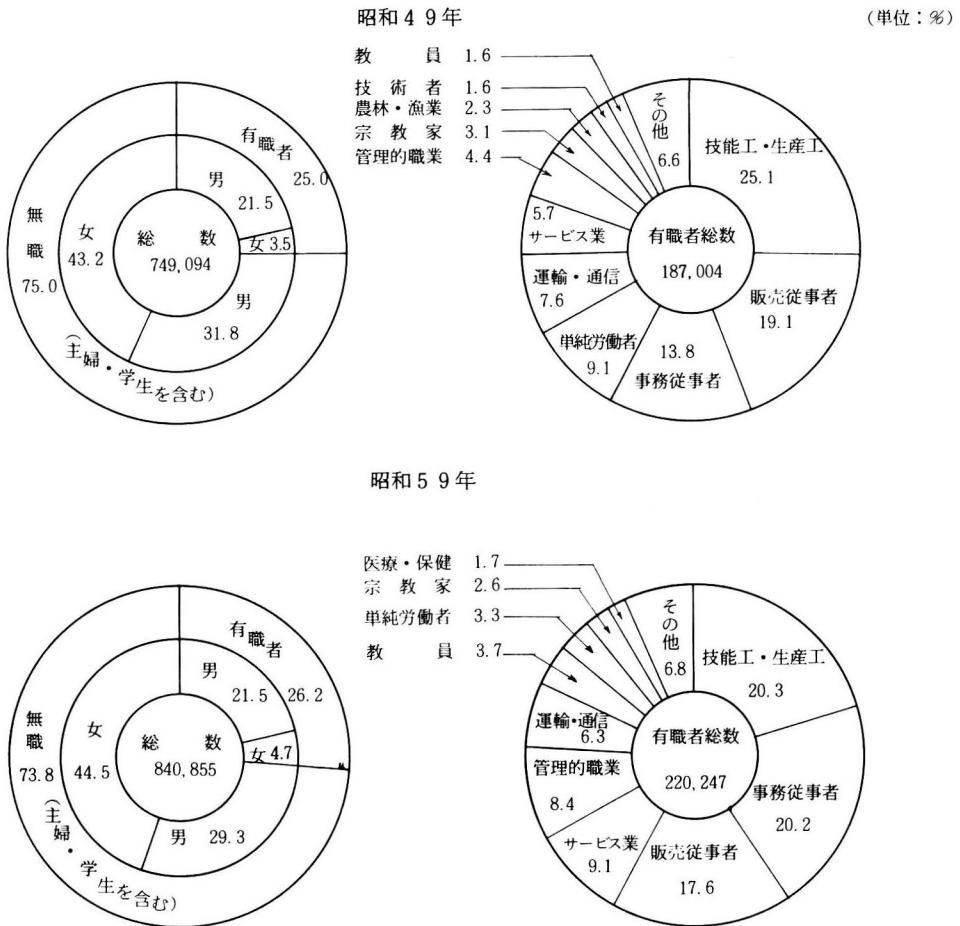
有職者のほとんどは男性であるが、女性も昭和49年の3.5%に比べ4.7%とわずかではあるが増加している。

有職者を職種別内訳（XIIIページ職業分類の内容例示参照）で見たのが第3図であるが、これによると、技能工・生産工と事務従事者がそれぞれ20.3%及び20.2%と最も多く、次いで販売従事者（17.6%）、サービス業従事者の順となっている。

昭和49年には、技能工・生産工（25.1%）が最も多く、次いで販売従事者（19.1%）、事務従事者（13.8%）、単純労働者の順となっていたが、この10年間に技能工・生産工、販売従事者及び単純労働者の比率が低下した反面、事務従事者、サービス業従事者、管理的職業従事者が増加したことがわかる。

国籍別の傾向としては、韓国・朝鮮は全体とほぼ同様の傾向を示しているが、中国の場合には事務従事者が最も多く、次いでサービス業従事者、販売従事者の順となっている。

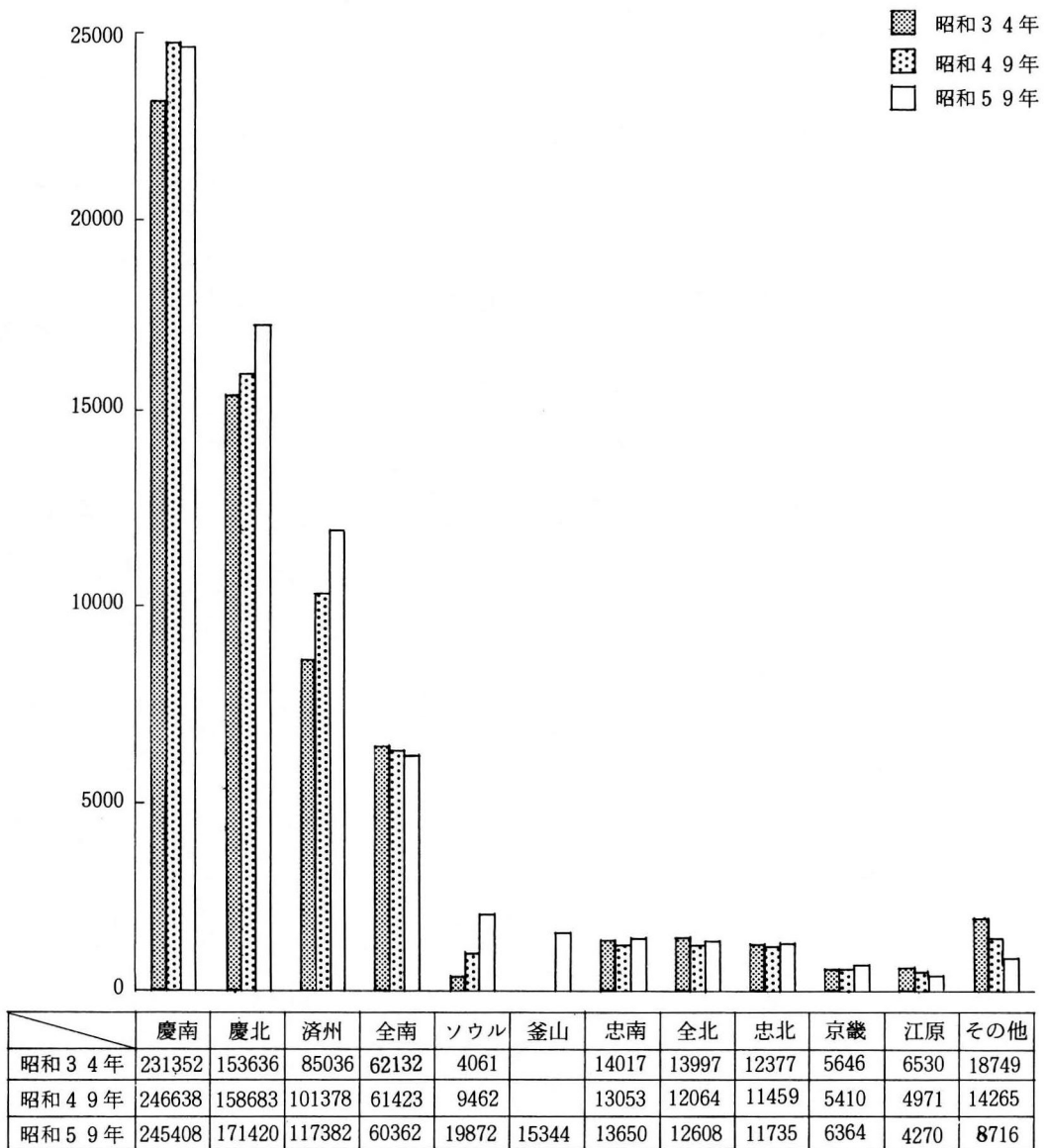
第3図 有職・無職の割合及び有職者の職種別構成図



7 本籍地別登録外国人

韓国・朝鮮について、本籍地別の内訳（第4図）を見ると、慶尚南道（釜山を含む。）が26万0,752人で全体の37.9%と最も多く、次いで慶尚北道17万1,420人（24.9%）、済州道11万7,382人（17.1%）、全羅南道6万0,362人（8.8%）の順となっており、これら4地域だけで全体の88.8%を占め、韓国に本籍を有するものが圧倒的に多い。

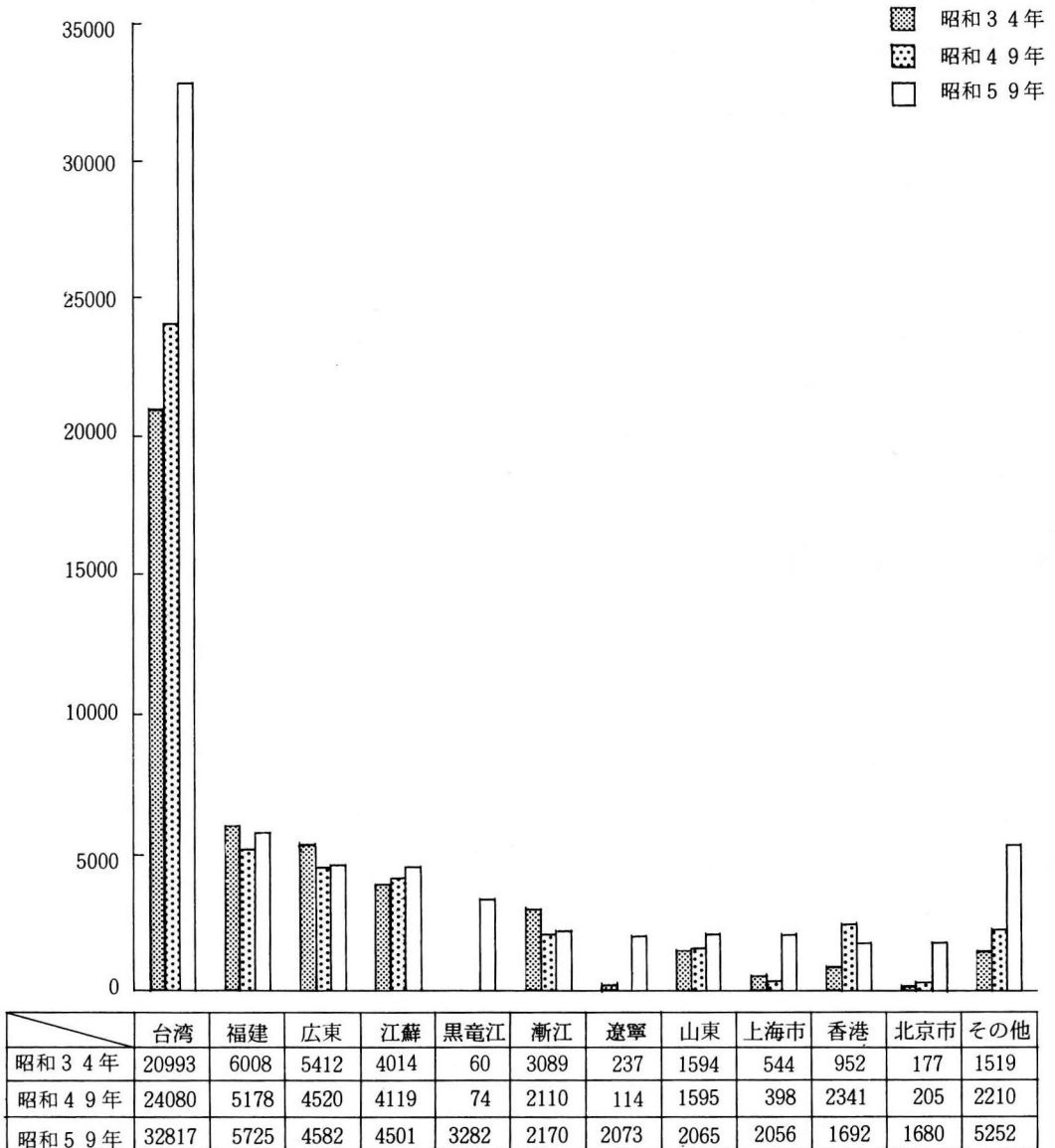
第4図 本籍地別在留韓国・朝鮮人の推移



（注）「釜山」は、昭和59年分では独立に掲げられているが、昭和34年及び49年には「慶南」（慶尚南道）に含まれている。

中国の本籍地は、第5図のとおり台湾が3万2,817人で全体の48.3%と約半数を占め、次いで福建5,725人(8.4%)、広東4,582人(6.7%)、江蘇の順となっている。台湾は10年前の昭和49年に比べ36.3%増加しており、黒竜江、遼寧、上海市、北京市なども数は少ないものの増加が目立ち、反面、香港は減少している。

第5図 本籍地別在留中国人の推移



8 世帯主とその他の登録外国人

登録外国人のうち世帯主の総数は30万 5,123 人で、10年前の昭和49年の22万 8,913 人に比べ 33.3 % 増となっている。一方、世帯主以外の家族は 53 万 5,762 人で、昭和49年の 52 万 0,181 人に比べ 3 % 増にとどまっている。

登録外国人総数に対する世帯主の比率を見ると、昭和59年は 36.2 % で、20年前 27.1 %、10年前 30.6 % と次第に増加している。

これは、留学生、芸能活動者等の増加に伴う独身又は単身在留者の増加や核家族傾向が進んでいることなどによるものと考えられる。